

再開（13：19）

○石田江利子委員長 懲罰特別委員会を再開いたします。

これより会議に入ります。

議題の3「石原孝之議員の懲罰拒否に対する懲罰動議」を議題といたします。

本件は、本日の本会議におきまして、当特別委員会に付託されました案件であります。

まず、懲罰動議の提案理由を求めるのでありますが、本日の本会議において既に聞いておりますので、省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○石田江利子委員長 御異議なしと認めます。したがって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

懲罰動議提出者に対する質疑がある委員は、御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○石田江利子委員長 特にないようですので、以上で懲罰動議提出者に対する質疑を終了いたします。

3議員は退席をお願いいたします。

（1番 四之宮慎一議員、5番 村田正春議員、11番 増井好典議員退席）

○石田江利子委員長 次に、石原議員から、一身上の弁明をしないという申出がありましたので、そのまま審査に入らせていただきます。

本件につきまして、まず、石原孝之議員に懲罰を科すべきかどうか審査し、諮った上で懲罰を科すということになれば、次に何の懲罰を科すべきかを審査していただきます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○石田江利子委員長 異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

石原孝之議員に懲罰を科すべきかどうか、科す場合は何の懲罰を科すべきかについて、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まずは、懲罰を科すべきかどうかについて、御意見をいただけたらと思います。

○深田ゆり子委員 先ほどの本会議において弁明を2回、本人からお聞きしましたけれども、やはり焼津市の秩序ある議会運営については、会議規則において、発言には、質疑、一般質問、討論、提案説明、動議、議事進行の発言、一身上の弁明もその中に含まれておりますし、その他緊急を要する場合もございます。こういうところの発言の種類、そして、その発言の自由と制限というところで、会議規則第145条がございます。ここでは「議員は、議会の品位を重んじなければならない」。特に、秩序を守らせたいためにというような発言がございましたけれども、その発言の中身については、地方自治法第132条で、「議会の会議又は委員会において、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と、そして、全国市議会旬報、平成28年3月15日の第1970号に載っておりますけれども、ここには具体的に、懲罰の対象となるので

注意が必要ですというところに、誤解した発言、事実無根のもの、単なるうわさ、感情的な発言も品位を落とす発言に当たるということで、そして、その後、相手の立場で聞いたら不快感を感じる発言も対象になっております。

ということは、石原議員の一連の発言を聞いておりますと、本当に不快感を感じるような、市民の代弁者として自分は発言していると言うけれども、ほかの皆さん、市民含め、市長も職員も議員もみんなが今回の一連の発言について、弁明についても不快感を感じているんじゃないかと私は感じまして、規定が曖昧だという御意見もございましたけれども、しっかり議会会議規則や関係例規集に書いてございますので、こういうところを読んでいないで、自分の思い込みで発言をしているということは、もっと勉強、研修が必要ではないかなと思いました。そういう意味でも、しっかりした議会としての対応をしなければいけないということを今回すごく感じております。

懲罰に科すべきだということです。

○**奥川清孝委員** 私も、先ほどの石原議員の発言、弁明も含めてですけれども、やはり地方自治法第134条、あるいは会議規則、こういうものに違反していると思っています。

議決によって懲罰を科せられたわけですが、そのことに対して陳謝の意思表示もなく、また、議決を無視したことになります。こういうことが繰り返されておりますので、さらに重い懲罰を科すべきだと思っています。

議会というのは、対立するのは当然です、議会の中で。しかし、それは対話をする、そしてまた、対話をもって議論をしていく、その議論には根拠がなければできません。そういう根拠を持って議論をしていく議会の場を、秩序を乱していると思っております。

議会の秩序を乱すということは、市民に対しての説明責任を果たしていないということになるという考えで、懲罰を科すべきだと思います。

○**内田修司委員** お二方の御意見と基本的には同意でございますが、本会議の中でまず上がった懲罰動議に対して、本人を除く全議員の賛成により罰を可決されたわけで、その決定に従うべき内容に従わないというところについては、もうまさに議会を軽視しているというところがございますので、この2回目の懲罰特別委員会においても懲罰を科すべきですし、さらなる重い懲罰が必要だと考えます。

○**藤岡雅哉委員** 私も懲罰を科すべきということに賛成ですけれども、懲罰特別委員会の委員という意味でいけば、陳謝文の朗読の拒否をした、議決を拒否したことに関して懲罰の必要があるかということなので、それは当然、懲罰の必要があると思います。

彼の弁明を聞いて、この中でいけば私が1人会派の議員として活動しているわけですが、1人会派の議員だからいじめられているという事実は一切ありません。

弁明の中の言葉で非常に矛盾をしていると思いますのが、市民の声に耳を傾けるということは何回も繰り返しおっしゃっているんですけれども、もともと私たちは二代表制において、市長及び執行部に対して、我々がある1つの対峙した形として市民の声を代弁者として意見を聞かせる、その場所が議会であると。そこが無秩序になってしまっただけでは、先ほどほかの委員もおっしゃられたとおり、議会として成り立たなくなってしまう、議論として成り立たなくなってしまう。その秩序を、もう何回も発言によって守れないんだと彼は発言をしているように聞こえてしまいますので、ここは懲罰に値するんだと判断をしております。

○石田江利子委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 ほかにないようですので、それでは、懲罰を科すかどうかについて、挙手を求めたいと思います。

それでは、これより採決いたします。

まず、石原孝之議員に対して、懲罰事犯として懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○石田江利子委員長 挙手総員であります。よって、石原孝之議員に対して、懲罰を科すことに決定いたしました。

それでは、次に、懲罰を科す内容について御発言をお願いいたします。

○池谷和正委員 新しい懲罰特別委員会なので、前回の審査は別としても、そこでも陳謝に関しては、自分からすると、もう一段階重い出席停止を、と思うところがありましたので、今回は出席停止が妥当じゃないかと思います。

○原崎洋一委員 私も池谷委員と同意見です。陳謝文を読まない、これまでの弁明もそうでしたけど、いつも同じ内容で相手を攻撃するような言葉しかなかったので、ここでまた陳謝文と言っても同じことを繰り返すだけだと思いますので、やはりここは出席停止と、より重い懲罰にしたほうがよろしいかと私は思います。

○深田ゆり子委員 出席停止でいいと思うんですけども、しっかりとした指導とか研修をしないと同じことが繰り返されるので、そのことは、懲罰特別委員会ではなく、議会運営委員会の問題かもしれませんけれども、議長と副議長と、その方向性はやっぱり一致しておいたほうがいいと思います。

○石田江利子委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石田江利子委員長 ほかにないようですので、それでは、石原孝之議員に対する懲罰の種類について採決いたします。

お諮りいたします。

石原孝之議員に対して、1日間の出席停止の懲罰を科すべきものとすることに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○石田江利子委員長 挙手総員であります。よって、石原孝之議員に対して、1日間の出席停止の懲罰を科すことに決定いたしました。

以上で、当特別委員会に付託されました懲罰動議の審査を終了いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(13:33)